

災害時における区の応急対策活動への協力に関する協定書

墨田区（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、令和〇〇年4月1日付け甲と乙とで締結した協定書第〇〇条第〇項に基づき、区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲の応急対策活動への乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙が管理するみどりコミュニティセンター（墨田区緑三丁目7番3号）を地域住民のための一時避難場所として使用することについて、乙に要請することができる。

（対象とする施設）

第3条 前条の規定による要請（以下「要請」という。）に基づき、甲が使用することができる施設は、2階の集会室及び会議室、3階の和室及び発声練習室、4階及び5階の多目的ホール、6階のスタジオの全部又は一部とする。ただし、災害の状況等を勘案し、甲乙協議の上、前述の施設以外の使用も可能とする。

（一時避難場所の管理運営）

第4条 一時避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、一時避難場所の管理運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

（協力活動）

第5条 乙は、要請があったときは、本来業務である施設利用者の安全確保及び施設の維持管理を図った後、その要請に協力するよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 甲は、要請をするときは、期間、使途、使用施設等必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書により要請をする時間がないときは、口頭により要請し、口頭による要請をしたときは、甲は、速やかに文書を送付するものとする。

（使用期間）

第7条 甲が第2条の規定により施設を使用することができる期間は、避難者を受け入れた日から7日以内とする。ただし、災害の状況等を勘案し、甲乙協議の上、乙が承諾したときは、乙が認める期間に限り使用期間を延長することができる。

（一時避難場所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常の施設利用を再開することができるよう配慮するとともに、当該一時避難場所の早期解消に努めるものとする。

(費用負担)

第9条 甲の応急対策活動への協力のために乙が要した費用は、予算の範囲内で、甲が負担するものとする。なお、その金額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用請求)

第10条 乙は、前条の費用を甲に請求するときは、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。なお、甲は、乙から請求があったときは、速やかに当該費用を支払うものとする。

(原状復帰)

第11条 甲は、一時避難場所を閉鎖する際は、当該施設を甲の費用負担のもと原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(従事者の損害補償)

第12条 甲は、乙の従業員又はその委託を受けた管理者若しくはその従業員が、甲の要請に基づき当該施設の使用に関する業務に従事したことに起因して、死亡、負傷、病気にかかり若しくは障害の状態となったとき、又はその業務に従事したことによる負傷若しくは疾病に起因して、死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例(昭和41年墨田区条例第13号)の規定に基づき、その損害を補償する。

(損害賠償)

第13条 乙は、この協定に基づき区民等に一時避難場所として提供した施設の設備等に損害が生じた場合は、原則として、損害を及ぼした者に対し賠償の請求を行うものとする。ただし、損害を及ぼした者に賠償能力がないとき、又は損害を及ぼした者を特定することができないときは、甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事故に係る責任)

第14条 甲の要請に基づき、乙が区民等に一時避難場所を提供した際に発生した区民等の死傷等の事故については、次に掲げる場合を除き、甲がその責めを負うものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由がある場合
- (2) 当該事故が避難者本人の責めに帰すべき事由がある場合
- (3) 当該事故が第三者の行為による場合であって、当該第三者にその責めを負わせることができるものであるとき。
- (4) 当該事故が災害を起因とした不可抗力によるものである場合

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、指定管理期間と同一とする。ただし、乙が当該期間満了後も引き続き指定管理者として指定を受けたときは、本協定は、従前と同一の条件及び期間をもって更新されたものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項やこの協定に関し生じた疑義については、甲乙が誠意をもって協議の上、速やかに決定する。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区
代表者 墨田区長 山本 亨

乙 ○○○○
○○○○
○○ ○○